

議案第 28 号

小城市教育委員会事務専決規程の一部を改正する
訓令

小城市教育委員会事務専決規程（平成 18 年小城市教育委員会訓令第 3 号）の一部を改正する訓令を別紙のとおり提出する。

平成 30 年 3 月 29 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

提案理由

小城市教育委員会事務局組織規則の改正及び小城市事務決裁規程の改正に伴い小城市教育委員会事務専決規程の一部を改正する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

小城市教育委員会訓令第 号

小城市教育委員会事務専決規程の一部を改正する 訓令

小城市教育委員会事務専決規程(平成 18 年小城市教育委員会訓令第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「教育部長」の次に「、学校教育担当部長」を加え、「共通事項は、別表第 1 のとおりとする。」を「共通事項は、小城市事務決裁規程(平成 17 年訓令第 4 号)第 4 条の規定を準用する。この場合において、「副市長」は「教育長」と読み替えるものとする。ただし、同条別表第 1 備考 4 の定額定例経費には子どものための教育・保育給付費を含むものとする。」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 削除

附 則

この訓令は公布の日から施行する。

議案第 号 小城市教育委員会事務専決規程（平成18年小城市教育委員会訓令第3号）の一部を改正する訓令 新旧対照表

現行		改正後（案）																																					
<p>（共通専決事項）</p> <p>第3条 教育長、教育部長及び課長が専決できる共通事項は、<u>別表第1のとおりとする。</u></p> <p>別表第1 <u>（第3条関係）</u></p> <p><u>共通専決事項</u></p> <p><u>1 庶務に関する事項</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">専決事項</th> <th colspan="4">専決権者</th> </tr> <tr> <th>教育長</th> <th>教育部長</th> <th>課長</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td><u>請願、陳情及び要望に関すること。</u></td> <td>—</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>許可、認可、承認、取消し等の行政処分に関すること。</u></td> <td>—</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><u>報告、答申、進達及び副申に関すること。</u></td> <td>—</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td><u>講習会、展示会、研究会、協議会等の開催、後援又は加入</u></td> <td>—</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>			専決事項	専決権者				教育長	教育部長	課長	備考	1	<u>請願、陳情及び要望に関すること。</u>	—	○	—	—	2	<u>許可、認可、承認、取消し等の行政処分に関すること。</u>	—	○	—	—	3	<u>報告、答申、進達及び副申に関すること。</u>	—	○	—	—	4	<u>講習会、展示会、研究会、協議会等の開催、後援又は加入</u>	—	○	—	—	<p>（共通専決事項）</p> <p>第3条 教育長、教育部長、<u>学校教育担当部長</u>及び課長が専決できる共通事項は、<u>小城市事務決裁規程（平成17年訓令第4号）第4条の規定を準用する。この場合において、「副市長」は「教育長」と読み替えるものとする。ただし、定額定例経費は子どものための教育・保育給付費を含むものとする。</u></p> <p>別表第1 <u>削除</u></p>			
	専決事項			専決権者																																			
		教育長	教育部長	課長	備考																																		
1	<u>請願、陳情及び要望に関すること。</u>	—	○	—	—																																		
2	<u>許可、認可、承認、取消し等の行政処分に関すること。</u>	—	○	—	—																																		
3	<u>報告、答申、進達及び副申に関すること。</u>	—	○	—	—																																		
4	<u>講習会、展示会、研究会、協議会等の開催、後援又は加入</u>	—	○	—	—																																		

	<u>等に関すること。</u>				
5	<u>出版物刊行の決定に関するこ と。</u>		○		
6	<u>各種調査の実施及び統計に関 すること。</u>			○	
7	<u>公文書の公開請求に対する決 定等に関すること。</u>	○			教育総務 課長と協 議
8	<u>事業の計画及び実施をするこ と。</u>	○			教育総務 課長と協 議
9	<u>公簿の閲覧の許可及び事実資 格等の諸証明に関すること。</u>			○	
10	<u>原簿、台帳等の作成及び整備 並びに記載の確認に関するこ と。</u>			○	
11	<u>主管業務に係る条例、規則等 の制定及び改廃の条例等案文 作成に関すること。</u>		○		

2 組織、人事及び研修に関する事項

<u>専決事項</u>	<u>専決権者</u>			
	<u>教育長</u>	<u>教育部長</u>	<u>課長</u>	<u>備考</u>

1	<u>組織の決定に関する総合調整 に関すること。</u>	<u>○</u>			
2	<u>職員の課内配置に関すること</u>		<u>主査以下 の職員の 課内配置</u>		
3	<u>休暇を承認すること。</u>				
	<u>(1) 年次有給休暇及び特別 休暇（小城市職員の勤務時 間、休暇等に関する規則（平 成17年小城市規則第25号。 次号において「規則」とい う。）別表第2第11号から第 13号まで及び第17号に規定 するものに限る。）の承認 に関すること。</u>	<u>教育部長</u>	<u>課長</u>	<u>所属職員</u>	
	<u>(2) 病気休暇、特別休暇（規 則別表第2第1号から第10号 まで、第14号から第16号ま で及び第18号から第22号ま でに規定するものに限 る。）、介護休暇及び組合 休暇の承認に関すること。</u>	<u>教育部長</u>	<u>課長</u>	<u>所属職員</u>	<u>総務課へ 報告する。</u>
4	<u>週休日、代休日、勤務時間、</u>	<u>同上</u>	<u>同上</u>	<u>同上</u>	

	<u>休憩時間及び代休時間の指定 に関すること。</u>				
5	<u>資金前渡職員の指定に関する こと。</u>		○		
6	<u>出張命令に関 すること。</u>	<u>宿泊を要しな いもの</u>	教育部長	課長	所属職員
		<u>宿泊を要する もの</u>		同上	同上
7	<u>時間外勤務及び休日勤務の命 令に関すること。</u>	教育部長	課長	所属職員	
8	<u>分掌業務の変更に関するこ と。</u>		○		
9	<u>職場研修の実施に関するこ と。</u>		課長	所属職員	
10	<u>非常勤の嘱託の任免に関する こと。</u>		○		
11	<u>臨時職員の雇用及び解雇に関 すること。</u>		○		

3 財務に関する事項

専決事項		専決権者			
		教育長	教育部長	課長	備考
1	支出 工事請負費	1,000万円以	200万円以上	200万円未満	

	負担 行為		上1億円未 満	1,000万円未 満			
	に 関 する 事 項	交際費及び食 糧費（賄材料 費を除く。）	—	5万円以上	5万円未 満	—	
		その他	500万円以上 1,000万円未 満	100万円以上 500万円未 満	100万円未 満	—	
2	歳入 歳出 外現 金支 出	—	—	—	全額	—	
3	収入 に 関 する 事 項	調定（収入） 命令	1,000万円以 上	100万円以上 1,000万円未 満	100万円未 満	—	
		調定異 動動	不納欠 損	—	全額	—	—
			その他	—	—	全額	—
4	予算の流用	副市長	300万円以上	総務部長 20万円以上3 00万円未 満	財政課長 20万円未 満	—	
5	予備費の充用	副市長		総務部長	財政課長	—	

		100万円以上	20万円以上100万円未満	20万円未満	
6	国・県支出金等に関する事項	—	—	—	—
	(1) 交付申請	—	—	—	—
	ア 予算措置が講じられているもの	—	全額	—	—
	イ ア以外の予算措置が講じられていないもの	—	—	—	小城市財務規則（平成17年小城市規則第38号）第4条第1項に準ずる。
	(2) 実績報告	—	全額	—	—
	(3) 交付請求	—	—	全額	—
備考					
1 支出命令は、課長が専決する。					

2 同一目内における予算流用については、上記にかかわらず、全額財政課長専決とすることができる。

3 定額定例経費に係る専決権者は、上記にかかわらず、全額課長とする。ただし、人件費は総務課長決裁とすることができる。

4 定額定例経費は、次のとおりとする。

(1) 人件費

ア 報酬

イ 給料、職員手当、児童手当、子ども手当及び共済費

(2) 資金前渡

ア 児童手当及び子ども手当

イ 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当

(3) その他

ア 電話料

イ 水道料

ウ 電気料

エ 公金取扱手数料

オ 保育園措置費

(4) その他必要と認める事業

4 教育財産等に関する事項

	専決事項	専決権者			
		教育長	教育部長	課長	備考
1	教育財産の目的外使用を許可		○		

	すること。			
2	現金等（債券及び物品を含む。）寄付受納を決定すること。	—	○	—
3	物品の検収に関すること。	—	○	—

5 請負、委託及び購入の契約事務に関する事項

	専決事項	専決権者			
		教育長	教育部長	課長	備考
1	起工及び変更起工に関する事項	—	—	—	—
	(1) 随意契約に関する事項	100万円以上200万円未満	50万円以上100万円未満	50万円未満	—
	(2) 随意契約以外の契約に関する事項	—	—	—	—
	ア 工事請負費	1,000万円以上1億円未満	200万円以上1,000万円未満	200万円未満	—
	イ その他	500万円以上1,000万円未満	100万円以上500万円未満	100万円未満	—
2	入札者の資格を定め	—	—	—	小城市入

	る審査基準に関する事項				札者指名等審査委員会による。
3	予定価格（最低制限価格を含む。）に関する事項				
	(1) 工事請負費)	1,000万円以上1億円未満	200万円以上1,000万円未満	200万円未満	
	(2) その他)	500万円以上1,000万円未満	100万円以上500万円未満	100万円未満	
4	入札の執行及び落札に関する事項		全額		
5	入札保証金及び契約保証金の免除に関する事項			全額	
6	監督員及び検査者の指定に関する事項		全額		
7	契約に関する事項				
	(1) 工事請負費)	1,000万円以上1億円未満	200万円以上1,000万円未	200万円未満	

			満		
	(2 その他)	500万円以上 1,000万円未 満	100万円以上 500万円未満	100万円未満	—
8	請書に関する事項	—	—	全額	—
9	工程表等関係書類の 受理に関する事項	—	—	全額	—
10	請負工事連絡票に関 する事項	—	重要	軽易	—
11	道路の掘さく及び交 通規制等必要な措置 に関する事項	—	—	全額	—
12	前金払額及び部分払 額の決定に関する事 項	—	—	—	小城市財 務規則に 準ずる。
13	請負又は委託の一時 中止及び契約期間の 延長並びに短縮に関 する事項	—	—	—	—
	(1 工事請負費)	1,000万円以 上1億円未満	200万以上1, 000万円未満	200万円未満	—
	(2 その他)	500万円以上 1,000万円未 満	100万円以上 500万円未満	100万円未満	—

		満			
14	請負者が請負又は委託の一部を下請けに付する場合の決定及び変更に関する事項	—	—	全額	—
15	完了届及び監督検査確認申請に関する事項	—	—	全額	—
16	監督検査確認結果報告及び成工認定に関する事項	—	—	—	—
(1)	工事請負費	1,000万円以上1億円未満	200万円以上1,000万円未満	200万円未満	—
(2)	その他	500万円以上1,000万円未満	100万円以上500万円未満	100万円未満	—
17	目的物引渡届及び引取報告に関する事項	—	—	全額	—
18	工事台帳に関する事項	—	—	全額	—